様式第1号(第6条関係)

誓約書

令和　　年　　月　　日

　舞鶴市長

（利用者）住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　私は、舞鶴市が実施する安心生活支援システム事業を利用するに当たり、舞鶴市安心生活支援システム事業実施要綱及び次に掲げる事項を遵守します。

1　貸与を受けた安心生活支援システム装置(以下「装置」という。)については、善良な管理者の注意をもって維持するとともに、装置の現状を変更し、装置を転貸し、又は事業以外の目的に利用しません。

2　貸与を受けた装置を自己の責任により損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出るとともに、その損害を賠償します。

3　安心生活支援システム事業を利用する必要がなくなったときは、貸与を受けた装置を速やかに返却します。

4　貸与を受けた装置により緊急通報を発し、その通報を受けた者からの確認の電話に応答しなかった場合は、舞鶴市職員、協力員等の自宅内への立入りを認めます。

5　緊急事態が発生したとき又は発生したと思われるときに、舞鶴市職員、協力員等が自宅内へ入る際、やむを得ず居宅等の一部を破損しても、修繕、損害賠償について一切請求しません。

6　事業に係る利用料は、市長が業務を委託した事業者に対し、その指定する方法により、遅滞なく支払います。